

〔査読論文〕

北米先住民族における「混血者」の位置づけについての試論

——インディアン強制移住期のチカソーの事例より

岩 崎 佳 孝

抄 録

いかなる者を北米先住民族内の「混血者」とみなすのかに関しては、厳密な定義が存在していないように思われる。「混血者」を単に先住民と白人の血を併せ持つ者である点のみで峻別すべきであろうか。本稿では「混血者」が「純血者」とどのような点で区別し得るのかを、1830年代に合衆国が国内先住民族に居住地を退去し西部への移住を強いた、インディアン強制移住期の先住民族チカソー「混血者」の事例をとりあげることで考える。

It doesn't seem that there is the precise definition of "mixed blood" tribal members among North American indigenous people except biological one. Should he or she be only a person with both Native American and Caucasian blood? To verify who are "mixed blood" and "full blood/non-mixed blood" persons, this paper will consider the identities and roles of "mixed blood" tribal members of the Chickasaw of the so-called "the Five Civilized Tribes" in their tribal council as the united central government, during the Indian Removal in the 1830's.

キーワード 北米先住民(族) Native American 「文明化した五部族」The Five Civilized Tribes チカソー The Chickasaw(s) 混血 Mixed Blood(s) インディアン強制移住 Indian Removal

I はじめに

本稿では、北米先住民族¹⁾内の「混血者(mixed blood)」²⁾の位置づけについての考察を試みる。ヨーロッパ系アメリカ人(Euroamerican/Anglo American, 以下、白人)社会の北米先住民社会に対する認識、あるいは北米先住民研究史上の認識のいずれにおいても、「混血者」は先住民社会の中で「純血者(full blood)」とは異なる構成員として定義されてきた。

19世紀前半の白人アメリカ社会は、先住民を単純に「純血者」と「混血者(当時の蔑称では“half-breed”)」に分類していた。特に19

世紀初頭の白人民族学者や言語学者の多くは、民族間に優劣を想定した上で白人の他に対する優位性を主張し³⁾、そのことが同時代の白人に多分に共有される「混血者」観に影響を与えた。それはすなわち、「血の含有率(blood quantum)」重視の観点から、先住民の血の「純度(purity)」が濃い程「インディアン性(Indianness)」が大きくなり、その逆に血の濃度が薄い程より白人に近い存在になるという見方⁴⁾である。

そこから「純血者」と「混血者」の対置、つまり白人アメリカ文明の導入であるいわゆる「文明化」⁵⁾を厭い、民族古来の伝統を墨守して本来の「インディアン性」を無垢な状態で保

持しているとされる「純血者」に対する、西欧文明を積極的に受け入れ「文明化」を志向する一方、そこから派生する私利を強欲に追求する「混血者」像が生まれた。特に、当時の先住民社会に実際に顕在化しつつあった一部の裕福な「混血者」階層の存在が、上記のような観念の形成に影響を及ぼしたことは否定できない。

しかしながら、同時代は無論のこと現在に至る先住民研究史上もなお、いかなる者を先住民「混血者」とみなすのかに関して、他の人種、とりわけ白人の血を併せ持つ者という定義以外に厳密な規定がなされていないように思われる。単に生物学的に先住民と非・先住民（主として白人）血統を併せ持つ者であるということのみによって「混血者」を「純血者」と峻別することに、妥当性はあるのであろうか。本稿では、「混血者」が対置する存在である非「混血者」としての「純血者」と、どのような点で区別し得るのかについて再考察するため、いわゆるインディアン強制移住（Indian Removal）期における先住民族チカソー「混血者」の事例をとりあげたい。

1830年代、アメリカ合衆国は国内東部地域に居住するチカソーを含む約8万人⁶⁾の先住民族に対し、公的には条約を締結するかたちをとりながらも、居住地を退去し西部の現在オクラホマ州およびその周縁地域にあたる「インディアン・テリトリー（Indian Territory）」へ移住することを強いた。この時期のチカソー社会は、既に「混血者」と「純血者」によって構成されていた。チカソー「混血者」は、理論的にはチカソー女性と男性黒人⁷⁾ 奴隷や他の先住民男性との間に、あるいはチカソー男性と白人女性、女性黒人奴隷、他の先住民女性との間に生まれた者も含まれるが、実数の上から実質的にはチカソー女性と白人男性との間に生まれた子供、もしくはその子孫を指す⁸⁾。

第III節で詳述するように、当時のチカソー社会を社会的・政治的に統合していた組織である「集会」⁹⁾ は、強制移住という未曾有の危機の中、多くの「混血者」にチカソーを代表して合

衆国および他の先住民族との交渉にあたらせた。本稿では、この交渉における「混血者」の関与の在り方についての検討を行うことによって、「混血者」がチカソー社会の中で「純血者」とどのように区別され得るのかという命題を明らかにしたいと考える。

具体的には、後節においてなされる分析の背景を知るために、第II節においてはインディアン強制移住期までのチカソーの地誌と社会状況、最終的な移住に至るまでの政治的経緯を概観する。続く第III節では、先に述べたように強制移住期のチカソーを社会的・政治的に統合する組織として機能していた「集会」内部における「混血者」の位置付けを行う。さらに第IV節では、移住交渉の経緯において「集会」中の「混血者」達はどのような役割を果たしていたのかについて分析し、最後の第V節において「混血者」がチカソー社会内で「純血者」とどのように区別し得るのかという命題についての結論を述べたい。

II インディアン強制移住期のチカソー

本節ではまず、1830年代のインディアン強制移住期のチカソーが置かれていた状況を確認するために、チカソーを取り巻く地理と「混血者」と「純血者」からなるチカソー社会の状況、移住に至るまでの政治的な経緯について概観する。

現在に至るまで民族占有領域であり続けているオクラホマ州南部地域に1830年代後半以降に移住するまで、チカソーの地理上の居住領域は米国南東部地域、現在のケンタッキー州とテネシー州の西部、ミシシッピ州北部、アラバマ州北西部一円におよんでいた。しかし1818年までにアメリカ合衆国連邦政府と締結した三つの条約によって居住地域を段階的に割譲し、1820年代以降の領域はミシシッピとアラバマ両州部分に削減されていた。また18世紀後半以降の人口は、おおよそ4千人から6千人の間で推移していた¹⁰⁾。

本来主たる生計は鹿等の野生動物の狩猟とトウモロコシの栽培に依っていたが、野生動物が白人との交易を目的とする狩猟対象となり、1810年代以降に乱獲のために減少したこともあり、農耕や牛・豚等の家畜の飼育、さらには黒人奴隷制度の導入と並行した綿花栽培も始められた。また、1820年代からはキリスト教諸団体が布教を目的にチカソー領域内に四つの伝道学校を設立し、英語、キリスト教、農業技術、家内工業といった欧米文明に関する知見の教育が行われた。これらは全て、18世紀から展開されていた服装等生活様式の各面における欧米要素の導入、いわゆる「文明化」と位置付けることができる¹¹⁾。

18世紀から19世紀初頭の北米先住民族社会内では、かような欧米文化の導入による社会変容が進展し、当時チカソーと同じく南東部地域を居住地域としていたチェロキー (Cherokee)、チョクトー (Choctaw)¹²⁾、クリーク/マスコギー (Creek/Muscogee)、セミノール (Seminole) においてはとりわけその進展度合が著しいとみなされたことから、これら五つの民族集団はのちに白人アメリカ社会から「文明化した五部族 (Five Civilized Tribes)」と呼ばれるようになった。

これらの先住民族社会内で「文明化」が展開される契機となったのは明らかに白人アメリカ社会との交流であり、その過程に伴う副産物として白人系「混血者」の誕生と増加という現象が生じた。上記の五民族集団が白人社会から「文明化した」とみなされた大きな理由のひとつに、新大陸入植後、特に18世紀以降先住民族領内に定住した多数のヨーロッパ人が先住民女性との間にもうけた多くの「混血」子達が存在していたことを挙げる研究者もいる¹³⁾。

チカソーの場合、17世紀末から開始されたイギリスのカロライナ植民地およびジョージア植民地との交易の過程で、民族領内に定住したカロライナ、ジョージア交易商人およびイギリス政府のチカソー担当官僚等のイギリス人を父に、チカソー女性を母とする第一世代の「混

血」子が生まれ、この中から衣食住の各面において欧米的要素を取り入れた生活様式を営む者も現れ始めた。このような「混血者」達は、程度の差こそあれチカソー語に加え英語を用いることも多く、北米大陸を移動する途中でチカソー居住領域内を通過する白人を相手とする渡し舟や宿泊所、小売商店を経営する傍ら、周縁の南部白人社会と同様に黒人奴隷を用いた綿花プランテーションをも営み、経済的に比較的豊かになっていった。さらには、若い第二世代の「混血者」の中からは、先に述べたキリスト教伝道学校において欧米文明の知識を習得する者も現れ始めた。

チカソーを含む「文明化した五部族」の社会について、当時の白人アメリカ社会は多くの場合、「文明化」した少数の富裕エリート層としての「混血者」群が、貧しい多数の「純血者」を政治的、経済的に支配しているという構図で捉えていた¹⁴⁾。さらに現在に至るまでの北米先住民研究史上においても、「混血者」と「純血者」を対立的存在とみなすことが多かった。例えばギブソン¹⁵⁾によるチカソーについての最初の網羅的研究をはじめ、ブライトマンとウォリス¹⁶⁾、シャンペイン¹⁷⁾、コブ¹⁸⁾らは、「文明化」を積極的に受け入れた富裕なプランター、交易商人である少数の「混血者」が、貧しい狩猟民、小規模自営農、牧童である多数の「純血者」の意向を重視することなくチカソー社会を政治的、経済的に支配し、自分達「混血者」階層に有利な条件で強制移住条約を締結したという説明を行っている。

そこで以下においては、統計資料によって具体的にチカソー「混血者」と「純血者」の関係性と、「混血者」の「文明化」の実態を検証する。資料上には「混血者」と「純血者」を区別する明確な基準は明示されていないため、本稿では試みに以下の二つの基準を用いることによって両者を分類したい。すなわち、①白人の血統を有し「混血者」であることが明らかである者（ただし白人とチカソーの血の比率は一切問わないものとする）に加えて、②（一部でも）

英語姓を称する者をも「混血者」と規定するというものである。基準②によって「混血者」と判定することにした者に関しては、基準①とは異なり生物学的に「混血者」であることが証明できる訳ではない。しかしながら、②に該当する者は白人の血をひくことの証左として（多分に父親の側の）英語性を名乗っている可能性が高いことや、あえて英語姓を用いることに本人の「混血者」としての強いアイデンティティ意識がうかがえるのではないかと判断し、「混血者」として算定に加えることにする。上記の基

準に基づき、強制移住期の1837年、39年、そして「インディアン・テリトリー」に移住後の1847年に、連邦政府インディアン業務局に所属しチカソー居住領域内で処務を行う白人官僚であるチカソー担当官（Chickasaw Agent）によって記録された、チカソーの人口統計を検証する。

チカソー社会内の「混血者」の実数（表1）は、経年で増加してはいるものの、全人口の14%（1837年）もしくは22%（1847年）の少数派にすぎない。次に、黒人奴隷を所有する世

表1 チカソー「純血者」／「混血者」／白人別人口

1837年						(人)
	10歳以下	10歳以上 25歳以下	25歳以上 50歳以下	50歳以上	計 (%)	「集会」参加権保有者(推定)
「純血者」男子	603	501	534	144	1782 (43)	1179
「純血者」女子	573	557	505	188	1823 (44)	
「混血者」および定住 白人男子	92	70	82	30	274 (7)	182
「混血者」および定住 白人女子	93	86	73	21	273 (7)	
人口総計					4152	

※家長の「純血者」「混血者」「定住白人」のカテゴリー分けに、その家族も準ずる

1847年				(世帯)
	17歳以下	18歳以上	計 (%)	「集会」参加権保有者(推定)
「純血者」男子	728	727	1455 (37)	727
「純血者」女子	708	878	1586 (40)	
「混血者」男子	236	205	441 (11)	205
「混血者」女子	203	239	442 (11)	
定住白人男子	14	12	26 (1)	
定住白人女子	14	10	24 (1)	
男子(カテゴリー不明)	1	2	3	
女子(カテゴリー不明)	2	2	4	
人口総計			3981	

※家長の「純血者」「混血者」「定住白人」のカテゴリー分けに、その家族も準ずる

出所) Loftin, Bennie Coffey and Johnny Cudd, eds., *1847 Chickasaw Indian Census Roll: Indian Territory, 1839 Chickasaw Indian Census Roll: Indian Territory, 1837 Chickasaw Indian Census Roll: Mississippi*, McAlester, Oklahoma: Pittsburg County Genealogical and Historical Society, n.d, pp.1-90; Wiltshire, Betty ed., *Choctaw and Chickasaw early Census Records*, Carrollton, Ms.: Pioneer Publishing Co., n.d., pp.92-141. をもとに執筆者作成。

帯における「混血者」と「純血者」の比率をみる（表2）と、1837年の時点では「混血者」世帯と「純血者」世帯間の奴隷所有比はおおよそ5.5対4.5と、「混血者」世帯の方が上回っているが、さほど大きな較差はない。しかしその差は次第に拡大し、約7対3（1839年）、約8対2（1847年）と、「混血者」世帯の黒人奴隷所有率が增大する。また、十人以上の黒人奴隷を所有するのは当初から圧倒的に「混血者」世帯によって占められており、しかもそれは奴隷を所有する全世帯中約4.2%（1837年）、約7.7%（1839年）、約13%（1847年）という少数の世帯に限られている。

従って、当時の一般通念に従い黒人奴隷を個人所有の「資産」とみなし、その点に注目しチカソー社会内における富裕度を測るとすれば、「裕福な混血者」対「貧しい純血者」というはっきりとした対置の図式とまではいえませんが、「混血者」の方が富裕度は高く、とりわけごく一部の「混血者」はチカソー人口の最大でも1割強という限られた数の最富裕層を構成していることがいえる。

しかしその一方で、上記のチカソー社会の統計からは、黒人奴隷の所有が「純血者」の中にも浸透していたことは明らかであり、すなわち黒人奴隷の所有に象徴される欧米的要素の導入

表2 黒人奴隷所有世帯中における「純血者」「混血者」世帯別奴隷所有数

1837年

	世帯当たり黒人奴隷所有数			黒人奴隷所有比 (%)
	～4人	5～9人	10人以上	
「純血者」世帯数	147	14	1	45.5
「混血者」世帯数	30	13	9	54.5

1839年

	世帯当たり黒人奴隷所有数			黒人奴隷所有比 (%)
	～4人	5～9人	10人以上	
「純血者」世帯数	135	13	0	31.2
「混血者」世帯数	56	22	19	67.6

1847年

	世帯当たり黒人奴隷所有数			黒人奴隷所有比 (%)
	～4人	5～9人	10人以上	
「純血者」世帯数	65	17	6	20.1
「混血者」世帯数	69	36	30	77.1
定住白人世帯数	4	1	2	2.7

出所) Loftin, Bennie Coffey and Johnny Cudd, eds., *1847 Chickasaw Indian Census Roll: Indian Territory*, 1839 *Chickasaw Indian Census Roll: Indian Territory*, 1837 *Chickasaw Indian Census Roll: Mississippi*, McAlester, Oklahoma: Pittsburg County Genealogical and Historical Society, n.d, pp.1-90; Wiltshire, Betty ed., *Choctaw and Chickasaw early Census Records*, Carrollton, Ms. : Pioneer Publishing Co., n.d., pp.92-141. をもとに執筆者作成。

は「混血者」の側だけに生じた現象ではなく、多くの「純血者」の中にも「混血者」と同様に「文明化」的生活様式への変容を受け入れる者が現れていたと判断できる。これについては、チカソー「純血」有力者ペヤマターハ (Payamataha) がすでに 1771 年の時点において、民族の伝統が「あらゆる面で」失われつつあると慨嘆している¹⁹⁾ ことも傍証となり得る。

社会変容と同時に進行した西部への移住交渉は、そもそもチカソー領周縁のミシシッピ、アラバマの二州から加えられた圧力が直接的な契機となった。1817 年に州に昇格したミシシッピでは州人口が 1820 年に約 7 万 5 千人であったのが 1830 年には約 13 万 6 千人と、十年間でおおよそ倍増し、1819 年に州となったアラバマでも、約 12 万 7 千人 (1820 年) から約 30 万 9 千人 (1830 年) と大幅に増加した²⁰⁾。1829 年にはアラバマ州、翌 1830 年にはミシシッピ州が、それぞれの州内に居住領域を有する先住民族を州法の適用下におき、これらの先住民族が従来行使していた一定の排他的自治権を認めないという方針を確定した²¹⁾。

これによって、とりわけ 1835~37 年の間に、チカソー領内への白人開拓者、農民、土地投機家、商人等の侵入が増加した。これらの者達はチカソーの同意を得ることなく無断に領内に定住したり、家畜を放牧したりした上に、チカソーの民が所有する家畜や黒人奴隷を盗んだ。酒を売りつけられた一部のチカソーの中には、アルコールへ耽溺する者も現れはじめた。当時の有力「混血」指導者でもあったウィリアム・カルバート (William Colbert) さえ、その中のひとりであったことが知られている。

白人のチカソー領内における商行為は、1816 年に連邦政府とチカソーが締結した条約の第 7 条、チカソー領内における非チカソー者による無許可の商行為を禁ずる規定²²⁾ に違反するものであった。それ故に 1830 年 10 月、チカソー副担当官 (Sub-agent) ジョン・L・アレン (John L. Allen) は、チカソー領内に侵入したアラバマ人を逮捕した。しかしアラバマ州の法

では、その人物が州発行許可証を有していれば当該行為はチカソー領内であっても「州内」の合法的行いとして罰せられることはないため、アレンは後にこのアラバマ人を釈放せざるを得なかった。そしてアレンは、担当官ベンジャミン・レイノルズ (Benjamin Reynolds) と陸軍長官ジョン・H・イートン (John H. Eaton) 宛に、白人の侵入がチカソーの意向を移住へと傾かせていると報告した²³⁾。

1830 年 5 月 28 日に連邦議会で制定された、いわゆる「インディアン強制移住法 (Indian Removal Act)²⁴⁾」によって、合衆国大統領はミシシッピ河以東の合衆国東半部に居住する諸先住民族集団に対し、現居住地と交換に同河以西の土地への移住を求める交渉を行うことが可能になった。危機感を抱いたチカソーが 8 月 25 日付連邦政府宛書簡で、州法がチカソーに適用された場合被る不利益は認識しているものの、現在享受している繁栄を捨ててまで、将来が予測できない移住に応じることは拒否するとの意向を伝えた²⁵⁾ 矢先の 30 日、連邦政府が任命した二人の交渉使節、陸軍長官イートンとアンドルー・ジャクソン (Andrew Jackson) 大統領の友人ジョン・コフィー (John Coffee) によって、ジャクソン大統領本人の臨席の下で、チカソー代表団と移住交渉が始められた。連邦政府がチカソーを州法適用から保護できない旨を強調したことでチカソーは移住を受け入れ、条約 (テネシー州の調印地名をとり以下「フランクリン (Franklin) 条約」と呼称する) に調印した。その後翌年にかけて、連邦政府とチカソー合同の土地探査団がチカソーの新たな移住地を求めて西部へと派遣された。しかし、チカソーが納得する土地を見つけることができなかったため、結局条約は連邦議会に批准されず無効となった²⁶⁾。

そのため連邦政府は、チカソーとはかつて同じ民族集団であったとされ、互いに類似点が多い上、他の先住民族に先駆けいち早く 1830 年から「インディアン・テリトリー」南部地域に移住を始めていたチョクトーと共住するという

構想を提示した。1832年3月からチカソー、チョクトー両民族と合衆国間でこの構想に関する討議が行われたが、チカソーは民族の自治を失うことに難色を示しこの案を拒否した²⁷⁾。同年10月、移住先未定のまま、チカソー領内でフランクリン条約とほぼ同内容の2回目の条約(チカソー領内の調印地名をとり以下「ポントトック(Pontotoc)条約」と呼称する)が締結され、翌年にチカソーの土地探査団が再び西部に派遣された。しかし前回と同様、チカソーが納得できる移住先を見つけられず、条約は批准されなかった²⁸⁾。

1834年5月、三度目の条約(調印地である合衆国首都名をとり以下「ワシントン条約」と呼称する)が締結される。移住に先立ち、現領有地は分割されチカソー各個人に個人保有地(reservation)として割当てられ、その後各人がそれを売却し移住することが規定された。そこで同条約第4条では、移住に当たってチカソーの旧領有地売却手続きの監督を主たる任務とする「チカソー委員会(Chickasaw Commission)」という組織が設けられ、その委員はチカソーの有力者七名によって構成されることになった²⁹⁾。これは個人保有地の購入者として想定される白人との間に不当な取引が行われ保有地所有者であるチカソーの民が不利益を蒙らぬように、土地を処分する際には二名以上のチカソー委員と合衆国大統領(もしくはその代理。基本的にはチカソー担当官)の認可が必要であるとしたのである³⁰⁾。

それでもなおチカソーは移住に消極的であったため、上記ワシントン条約を有効なものとしチカソーの移住を実現するため、連邦政府はチカソーに対し、州法の適用下に入り自治と領土を失うか、チョクトーの新居住地に移住するかを選択を迫った。それと並行して前述のように1835年から37年の間にチカソー領内へのミシシッピ、アラバマ州からの白人侵入も増大し続けたため、チカソーの移住は不可避となった³¹⁾。

1837年1月、西部におけるチョクトーの新たな自治政府「チョクトー・ネーション

(Choctaw Nation)」のドークスビル(Doaksville)で、チカソー、チョクトー、連邦政府間で協定(調印地名をとり以下「ドークスビル協定」と呼称する)が調印された。この協定によって、チカソーは53万ドルをチョクトーに支払いチョクトー・ネーションに所属する市民として三つの行政区に分かれるネーション内のいずれの地域にも移住する権利を得ると共に、チョクトー・ネーション西部地域に「チカソー地区(Chickasaw District)」も新設されることになった。これによってチカソーは、同年以降にチョクトー・ネーションへと漸次移住を開始し、1845年に至るまでに西部への移住を終えた³²⁾。

Ⅲ チカソー社会の伝統的組織内における「混血者」の位置

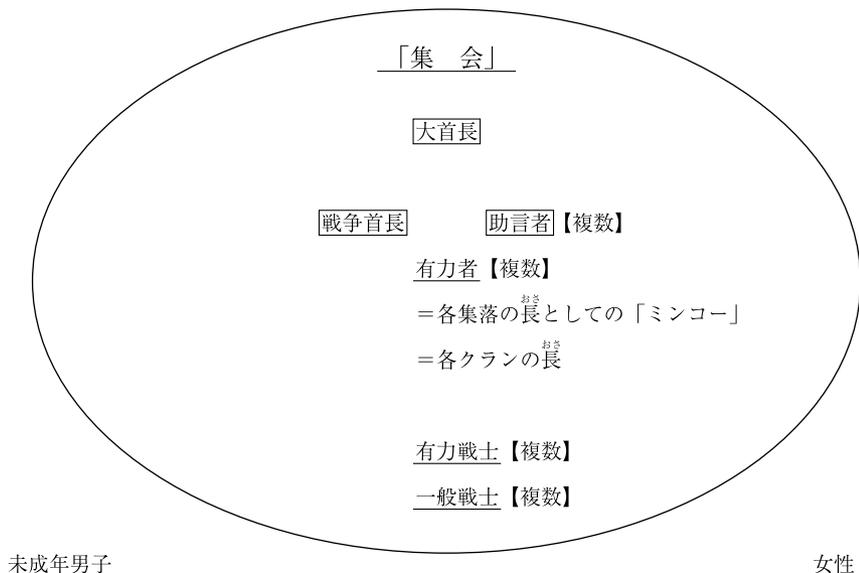
本節では、前節で述べた強制移住期の地誌面、社会面、政治面における環境の下、当時のチカソーを社会的・政治的に統合する組織として機能していた「集会」に注目し、そのシステムへの「混血者」の参加の経緯とその位置付けを行う。主たる依拠資料としては、18世紀初頭にチカソー領を含む南東部地域を探索したカロライナ人トーマス・ネアン(Thomas Nairne)による報告³³⁾、チカソー領内の定住者で19世紀前半に連邦政府とチカソー間の交渉において通訳を務めたイギリス人、マルコム・マギー(Malcom McGee)がチカソーの歴史を語った記録³⁴⁾、20世紀初頭に合衆国の文化人類学者ジョン・R・スワントン(John R. Swanton)がチカソーの古老から聴取した記録³⁵⁾等、チカソーの民から直接に知見を得た者による記録を用いる。

チカソーは、女性とその夫、子、両親、未婚の兄弟姉妹からなる母系「家族」群によって構成される自治的集落が、数キロ程度の距離において散在する、ゆるやかな統合体から成っていた。チカソー各個人が帰属する最小単位である「家族」は、「イクサ(iksa)」と呼ばれる15の血族集団(クラン)のいずれかに所属し、それ

ぞれの「イクサ」は長老達によって選出された男性の長（おさ）を戴いていた。チカソーとしての集団意識は、婚姻を通じて集落間で同じ「イクサ」が共有されることで、各個人が所属する「家族」と自治的集落を超えて共有されていた³⁶⁾。また「イクサ」の長とは別に、それぞれの自治的集落においても、一人の男性が最も高貴な血筋の「イクサ」である「ミンコー（Minko/Miko/Mico）・イクサ」から選ばれて集落の長「ミンコー」となった。西欧人の記録に「首長（town/regional/village chiefs, captains, headmen）」³⁷⁾と記されている人物については、このような「イクサ」の長と、集落の長「ミンコー」、あるいは長老を混同している場合が多い³⁸⁾。

自治的集落内部の重要事項についての話し合いは、集落の長「ミンコー」と長老、ほとんどの成人男子によって編成される戦士団が中核と

なっていた。一方、チカソー社会の外部、すなわち他の先住民族や欧米人を対象とする外交交渉や戦争行為というチカソーの民全体の利害に関わるとみなされる案件については、集落を超えた全民族規模の「集会」において討議が行われた。「集会」では各「イクサ」の長、各集落の長「ミンコー」、成人男子を包含した戦士団を中心に話し合いが行われる。その中で最も「敬意」を払われるのは、先に述べた最も高貴な「ミンコー・イクサ」に出自を持つ「ミンコー」と、「チシュ・ミンコー（Tishu Minko）」である。この「ミンコー」は、同名の集落の長と異なり、外部から一般に「大首長（Principal/Hereditary Chief, King,あるいはCivil/Peace Chief）」³⁹⁾等と呼ばれる存在である（集落の長との混同を防ぐため、以下「大首長」と呼称する）。「チシュ・ミンコー」の場合、「チシュ（tishu）」はチカソー語で「次位の」「助言者」



(注記1) □で囲まれている者は、「集会」で最も「敬意」を払われる人物を示す
 (注記2) 円の外部にいる者は、「集会」には基本的に参画できない者を示す
 出所) Atkinson, *op. cit.*, pp.4-5; Brightman and Wallace, *op. cit.*, pp.484-185; Craig, *op. cit.*, pp.54-56,58; *Chickasaw History According to Malcom McGee*; Nairne, *op. cit.*, pp.39-41; S Swanton, (2006), *op. cit.*, pp. 41-42. をもとに執筆著作作成。

図1 チカソー社会の構成
 —「混血者」参入以前（全て「純血者」）—

という意味である。したがって「チシュ・ミンコー」は厳密には「副首長」もしくは「大首長への助言者」という意味⁴⁰⁾である(西欧人による一般的通称であることと、その名称が後述するようにチカソー戦士団の筆頭人物という立場を明確に説明し得るという理由から、本稿ではこの人物を以降「戦争首長(War Chief)」⁴¹⁾と呼称する)。また大首長と戦争首長に次ぐ立場として複数の「助言者(counselor)」が在って、戦士団は無論のこと、イクサの長や「ミンコー」をも凌駕する「敬意」を払われていた(図1)⁴²⁾。

ここで、チカソー「集会」における「敬意」について説明する。大首長は「ミンコー・イクサ」出身の男性の中から母系列で世襲されるのであるが⁴³⁾、「王」といった英訳から連想されるような、独裁的な権力を有する存在ではない。大首長は確かにチカソーの頂点にある存在であるが、それはあくまでもチカソーの民から民族の統合の象徴、求心力として尊重されるという「敬意」の域を出ないものであった。また戦争首長は、指導力や戦歴の点で戦士団から最も大きな尊敬を受ける戦士であることを資格要件として選ばれ、全戦士の筆頭人物として大首長に次ぐ「敬意」を払われたのである。「集会」において大首長はほとんど発言しないのが慣例であったから、戦争首長が大首長の代弁者として発言し⁴⁴⁾、助言者達は戦争首長に次ぐ代弁者として発言できることになっていた⁴⁵⁾。「集会」での発言・意見表明は参加者全員に平等に許され、最終的な決議は多数決に依って全体の合意を得るというかたちをとった⁴⁶⁾。しかしながら、大首長の代弁者たる戦争首長および助言者達に限っては優先的に発言が認められることで討議を主導することで、さらにこれらの者達の意見には全員が賛同すべきことが暗黙のうちに了解されていた⁴⁷⁾。すなわち、これこそが「集会」における「敬意」の本質であった⁴⁸⁾。

インディアン強制移住期のチカソーの大首長は「純血者」のイシテホタパ(Ishtehotapa)、戦争首長は同じく「純血者」チショミンゴ(Tishomingo)

という人物であった。一方、助言者集団には「純血者」と「混血者」が混在していたが、その中で最も「敬意」を払われていたのは、「混血者」のジョージ(George)およびリーバイ(Levi)のカルバート(Colbert)兄弟であった。この二人は渡し舟、宿泊所、小売商店、綿花プランテーションの経営によってもたらされた財力をもつ有力「混血者」であったが、他の先住民族集団との抗争、チカソーがイギリス側に与して参戦したアメリカ独立戦争、さらにアメリカ合衆国側に従軍した1812年戦争とクリーク戦争での戦歴を有し、助言者の筆頭的立場につくことができた⁴⁹⁾。さらに、この二人以外にも他のカルバート家系の「混血者」達や、あるいはアルバー(ト)ソン(Alberson/Albertson)、ブラウン(Brown)、グローバー(Glover)、ラブ(Love)、マギリブレイ(McGillivray)、シーリー(Sealy)姓のイギリス系「混血者」達が、有力者や有力戦士として当時の「集会」に複数参加していた⁵⁰⁾。

新大陸に現れたヨーロッパ人との接触後、「集会」にヨーロッパ系「混血者」が加わるようになった契機は、のちに「混血者」の父となったイギリス系白人が、チカソー社会内に構成員として受け入れられたことにはじまる。前述のようにその多くはジョージアおよびカロライナ植民地の交易商人であり、これらの白人達は交易を円滑に進める有益な手段としてチカソー社会内に定住もしくは一定期間滞在すると共に、チカソー女性を伴侶とすることで異郷の地における生活の便益や性的欲求を満たす以上に、妻の家族やクランを通じてチカソー社会との接点をより深化することに成功した。イギリス植民地との交易は、チカソーに西欧文明の情報や物品、特にチカソーの伝統的な弓矢等の武器より高性能の銃器をもたらしことから、チカソーから好意的に迎えられた。銃器は、狩猟の際には以前より効率的かつ大量に収穫を得ることに役立っただけでなく、数次にわたる北米植民地戦争との関連でイギリスと同盟して行われた対フランス戦争や、そこから派生したチョコ

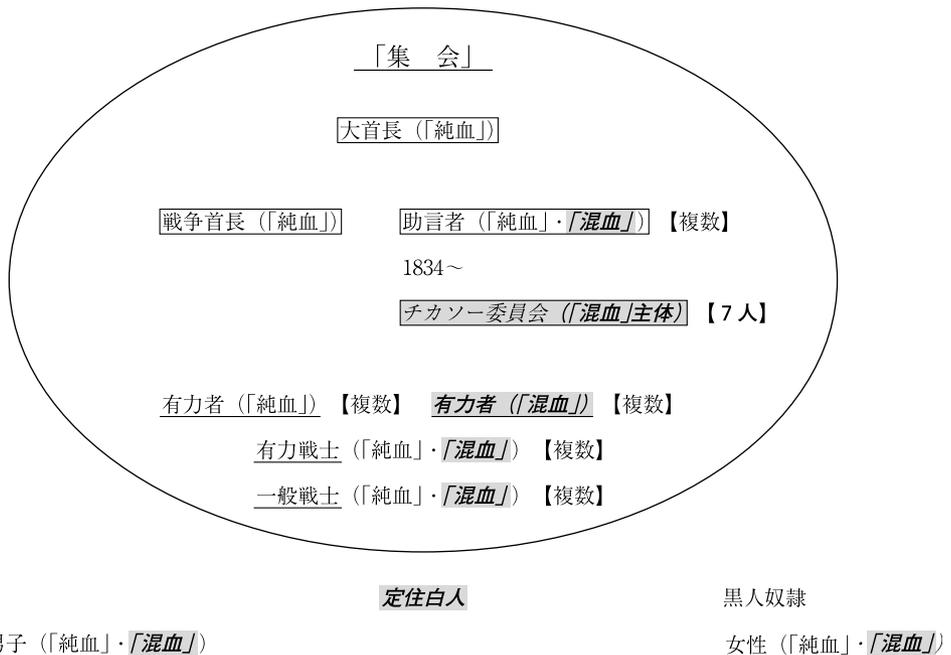
ト一等近隣の敵対的先住民族との抗争においても使用された。また白人は、通訳としてチカソーと西欧植民地とを仲介する存在としても重用された。

興味深いことに、チカソーの血をひかない白人にもチカソー戦士を率いることが許された例がある⁵¹⁾。前述の著名なチカソー「混血者」家系の祖であるジェームズ・ローガン・カルバート (James Logan Colbert) は、スコットランド系移民出身の交易商人としてチカソー領内に定住した後、彼と同じ定住イギリス人とチカソー戦士からなる集団を率い、アメリカ独立戦争においてイギリスに敵対する北米植民地やスペインへのゲリラ戦を繰り広げた。なお、前述の有力助言者ジョージおよびリーバイは、この

ジェームズ・ローガン・カルバートとチカソー女性との間に生まれた次男と三男である。

このようにチカソー社会に受け入れられていった白人とチカソー女性の間生まれた「混血」子達は父が白人であろうと、母系継承システムによって、同じく母をチカソーとする「純血者」と区別される理由は存せず、まぎれもないチカソーとみなされた。これら「混血」子達と他の「混血者」や「純血」チカソーとの間にさらなる「混血」子達も生まれ、強制移住期には第一世代の「混血」子とその次の第二世代「混血」子達の中から、指導力と財力に秀でた有力者や有力戦士が現れていた。

第II節において示されたように、当時民族内で半数以下の少数集団を構成していた「混血



(注記1) □で囲まれている者は、「集会」で最も「敬意」を払われる人物を示す

(注記2) 円の外部にいる者は、「集会」には基本的に参画できない者を示す

(注記3) イタリック・網掛け部分は、チカソー社会内に新たに参入した「混血者」および「混血者」に関係の深い存在を示す

出所) Atkinson, *op. cit.*, pp.4-5; Brightman and Wallace, *op. cit.*, pp.484-185; Craig, *op. cit.*, pp.54-56,58; *Chickasaw History According to Malcom McGee*,; Nairne, *op. cit.*, pp.39-41; S Swanton, (2006), *op. cit.*, pp. 41-42. をもとに執筆作成。

図2 チカソー社会の構成
—「混血者」参入以後—

者」は「純血者」に比し富裕者が多い傾向にあったが、それ以外に同じチカソーとしての「混血者」と「純血者」の間には明確な相違は判別し難く、両者は平等な立場で「集会」に参画している段階にあったと思われる(図2)。ジョージおよびリーバイ・カルバートのように、助言者、それも「純血者」を凌駕し大首長と戦争首長に次ぐ「敬意」を払われる立場に選ばれる「混血者」がいたという事実は、まさしくチカソーが「集会」内で「純血者」と「混血者」を分別していなかったことを示しているといえよう。

Ⅳ 強制移住交渉における「混血者」の役割

前節で述べたように「純血者」と同じ立場で「集会」に参加していたと推定される「混血者」であるが、本節では第Ⅱ節において概観した西部移住へ至る政治的経緯の中で、「混血者」は「集会」内でどのような役割を担っていたのかについて検討を加える。

1830, 32, 34, 37年におけるそれぞれの移住条約／協定の調印者、1834年条約で規定されたチカソー委員会の構成員、1837年のドークスビル協定交渉に参加するための代表の指名(1836年)に関わった者を、筆頭から10番目までの署名の序列を明らかにして表に作成した(表3)。ここに挙げられた者達は、条約／協定

表3 それぞれの移住条約／協定の調印者、チカソー委員会構成員、交渉代表の指名に関わったチカソー

名前	フランクリン条約 (1830)	ポントトック条約 (1832)	ワシントン条約 (1834)	(チカソー委員会 (同左))	対チョクトー交渉代表の指名 (1836) × 2回	ドークスビル協定 (1837)
「混血者」(と推定される者) »						
Alber(t) son, Isaac, Capt.	○ (6)	○ (8)	○ (2)	○ (5)		
Brown, James, Capt or Maj. Captain Thompson	○ (5)	○				○ (3)
Colbert, George, Col. 【助言者】	○ (2)	○ (4)	○ (1, Levi 代理)	○ (3) (~1839)	○ (1)	
Colbert, James, Maj.	○ (3)			○	○ (7) (5)	
Colbert, Levi, Maj. 【助言者】	○ (1)	○ (3)	△(病欠、のち死亡)	△ (2) (死亡)		
Colbert, Martin			○ (3)	○ (4) (~1840)		
Colbert, Pitman, Maj.		○		○ (1839のみ)		○ (1)
Glover, John		○				
Lewis, John		○				
Love, Benjamin S.	(通訳として)		○ (5, 兼通訳)	○ (7)	○ (2)	
Love, Henry			○ (4)	○ (6)	○ (3)	
McGillivray [McGilv(i)ery, M'Gilvery], William, Capt.	○ (4)	○ (5)			○ (5) (6)	
McLish, John, Maj.	○					○ (2)
Perry, James						○ (4)
Sealy [Seeley, Sely], Samuel		○ (6)				
Sealy [Seeley, Sely], Thomas		○			○ (8) (9)	
Wolfe, James		○				
「純血者」(と推定される者) »						
Ah fah ma (h)		○				
Ah sha (h) cubbe		○				
Ah ta kintubbe (Ah take in tubbe)		○				
An (Ah) to ko (ka) wa (h)	○	○				
Bah ma (me) hah tubbe		○				
Bah me hubbe		○				
Bah (Ber) ha kah (cut) tubbe (ub ba)		○				
Che (e) wut ta ha		○				
Chick ah shah nan ubbe (Chick asaw nar nub ba)		○				
Co chub be		○				
Com (Con, Cun) mush (nush) ka ish (koish, cash) kah (ker)		○				
E bah kah tubbe		○				
E (h) i o che (ache) tubbe (tul ub ba)		○			○ (9) (8)	
Emmuby [Em ub by, Emmubbia]		○ (9)			○ (10)	
Fah (Ful) lah (lar) mo tubbe (tub ba)		○				
Fit chah pla (ple)		○				
Fo (Fu) lut (lo) ta chah (cher)		○				

名前	フランクリン条約 (1830)	ポントトック条約 (1832)	ワシントン条約 (1834)	(チカソー委員会 (同左))	対チョクトー交渉代表の指名 (1836) × 2回	ドークスヴィル協定 (1837)
Hush ta (h) ta (h) (ub) be (ba) (chub bee)	○	○				
I yah (yar) hou (hun) tubbe (tub ba)		○				
Illup pah umba (E lup ar ba) I		○				
Im ma (h) (mer, me) hoo (houl, ho) lo (te, tut) tubbe	○ (10)	○			○ (10)	
Im mah (mer) ho bah (bee)		○				
Im me tubbe		○				
Im mo la subbe (tubbe)	○					
In ha (hei, he) yo chet (chit, che) tubbe (tubbee)	○					
In kah yea		○				
In no (ne) wa ke che	○					
Ish ta (te) ha (he, ke) cha (h) (che)	○ (9)	○				
Ish ta (te) ki (ke) yu (yo) ka tubbe	○ (8)	○				
Ish te ah (ya) tubbe	○	○				
Ish te ho to pa 【大首長】		○ (1)		○ (1, 「王」として)	○ (4) (「王」として)	
Ish tim o (mo) lut (tut) ka					○ (2)	
Kin hi (hu, hoi) che (chal)	○	○				
Lah fin hubbe		○				
Mah ta (te to) ko (cush) shubbe		○				
New berry		○				
Nin uck ah umba (as ba)		○				
No wo ko		○				
Nuck sho tubbe (pubbe)		○				
Oh ha (he) cubbe (Oh he ka ubbe)	○	○				
Oke lah hin (e) lubbe (lub ba)		○				
Oke lah nah nubbe (nub ba)		○				
Oke lah sha pi a		○				
Oke lah (lar) shah cubbe (shuck ub ba)		○				
Ook la na ya ubbe	○					
Pistah (to, tul) lah (la) tubbe (lut ub ba), Pistolatubbe		○ (10)			○ (6) (7)	
Shop (Shup) pow (paw) me (we, wa)		○				
Sta (i) a char					○	
Tah ha cubbe		○				
Tishomingo (Tishshomingo, Tishuamingo) 【戦争首長】		○ (2)				
To (k) holph (calth) la (ho) cha (h)		○				
Tom (Tam) ah chichah (she cah[kal])		○			○	
Topulkah (To (h) pul ka (kah, ca, cah))	○ (7)	○ (7)			○	
Un ti ha kah tubbe		○				
Unte mi ah tubbe (O on tim ie est ub ba)		○				
Win in a pa (Wo nie a pa)		○				
Yum me (mo) tubbe		○				
総計	20	64	5	7	15	4
「混血者」数	7	12	5	6	6	4

※網掛けは署名順上位者。()内は署名の順番。

出 所) Chickasaw Chiefs & Head Men, "To Delegates," 12 Nov., 1836, *Chickasaw Letters-1836*, 6 Oct. 2008 <http://www.chickasawhistory.com/CHICL_36.htm> ; Deloria, Vine, Jr. and Raymond J. DeMallie, *Documents of American Indian Diplomacy: Treaties, Agreements, and Coventions, 1775-1979*, Vol. One, Norman: University of Oklahoma Press, 1999, pp.752-756; Kappler, pp.356-364, 418-425, 486-488. をもとに執筆作成。

への調印もしくは代表の任命,あるいはチカソー委員への就任という重要な行為に関わっていること,さらにほとんどの場合に大首長,戦争首長,助言者の立場にある人物のいずれかが参加しているという事実から,「集会」の中核を構成する者たちであったと思われる。それ故に,署名の序列も「集会」内で負う「責任」⁵²⁾,換言すれば「集会」での発言の優先度を規定する「敬意」の大きさの序列を反映しているのではないかと考えられる。このことは,1832年のポントトック条約の交渉時に,チカ

ソー側の発言が大首長,戦争首長,助言者リーバイ・カルバートの順になされている⁵³⁾ことと表3における最終的な条約調印の署名の序列を比較すると,双方が一致していることから確認できる。

表3をみると,各事例において署名者に「混血者」と「純血者」が混在している場合には常に「純血者」の数が「混血者」の二倍(1836年の対チョクトー交渉代表の指名時),あるいは五倍以上(1832年のポントトック条約締結時)を占めている。このことから,「混血者」

表 4 各移住条約の内容

条約規定内容	フランクリン条約 (1830)	ポントック条約 (1832)	ワシントン条約 (1834)
原住地資産処分	馬以外の家畜：合衆国が買取り 農具：合衆国が引取り (以上12) 移住後1年以内に ジョージ・コルバート私有地 (コルバート・アイランド) を 1000 ドルで合衆国が買い取る (補2) リーヴァイ・コルバートとジェームズ・ブラウンが委託運用する塩湖を 2000 ドルで白人に売却 (補5)	売却まではチカソーおよびチカソーと婚姻した者以外の進入禁止 (15)	1818 年条約第 4 条における 4 平方マイルの割当保有地を合衆国が 1.25 ドル/エーカーで買取 (補3)
割当保有地 (所有権帰属)		先住者が優先 (4)	配偶者、子供相続：これらなき場合は民族の所有；移住まで (6) 民族内白人 (注1) は妻の名義、処分権なし (7) 孤児は成人 (22 歳) 到達時に土地売却金を受領 (8)
(処分認可主体)		割当保有地リストは族長たちが作成 (14)	チカソー委員会 (2 人以上) & 大統領 (代理) (4) 条約調印メンバーの大部 & 担当官 (4) 民族内白人の妻から夫への譲渡時には担当官 (7) 孤児の割当保有地に関してはチカソー委員会の多数決と大統領 (代理) (8)
(処分開始時期)	1832 年秋、もしくは移住開始時 (15)	移住先決定時 (4)	測量終了時 (12)
(処分方法)		測量、売却終了後土地売却金より迅速に支払い (5, 6) 土地改良物も支払い対象 (5) 世帯員以外による開墾地の土地改良物は 8 分の 1 のみ支払い対象 (5) 貸貸禁止 (補) 割当保有地の最低価格 3 ドル/エーカー (値下げ時は大統領に通知必要) (補)	セクション分割で泉、開墾地、土地改良物が分断され損害が生じる場合には隣接セクション一部を追加保有 (ただし隣接セクションに先住者がいる場合、土地改良物を除き、そちらに優先権) (9)
(割当保有地以外の土地)		保有地割当後に競売 (7, 14) 4 分の 1 セクション以下、もしくは分割売却の禁止 (7) 1 ~ 4 年目：合衆国公有地 (1.25 ドル/エーカー) 5 年目～：私有地として減額 (以上 8)	1 年目：合衆国公有地 (1.25 ドル/エーカー)、未売却分は同価格で私有地 2 年目：私有地 (1 ドル/エーカー) 3 年目：私有地 (50 セント/エーカー) 4 年目：私有地 (25 セント/エーカー) 5 年目以降：私有地 (12.5 セント/エーカー) (以上 11)
(土地売却金の使途)		公有地監督官、副監督官、書記、製図士、登記士、会計士給与 (6) 移住費用 (10) 移住後 1 年間：食料 (10) 測量・売却経費を差し引いてチカソー基金へ (3, 11) チカソー基金は合衆国が管理、投資、運用し、利子、配当金を毎年チカソーに支払う 調印 5 年後、大統領と上院が認めれば引き出し自由 (以上 11) 投資額は総額の 4 分の 3 以上とする チカソーが総額の 4 分の 1 以上を必要とする場合には 大統領と上院の認可が必要 民族の利益以外への支出禁止 (以上 11) チシヨミンゴに終身年金 100 ドル、 ブカウンラに終身年金 50 ドル (12)	測量・売却経費を差し引いてチカソー基金へ チカソー基金は合衆国が管理、投資、運用し、利子、配当金を毎年チカソーに支払う チカソー基金は 20 年以内に民族に返還 (以上 11) 移住地確定後は、投資額もしくは合衆国からのそれと同額分貸付により移住費用とする ・移住および移住後 1 年間に必要な物資 ・学校、製粉場、鍛冶場 ・教育費 ・その他大統領および上院が必要と認めた経費 (以上 13)
移住時期	1/2 : 1831 年秋、1/2 : 1832 年秋 (11)		チシヨミンゴに終身年金 100 ドル、 ブカウンラに終身年金 50 ドル (14) 事務員を一人追加雇用 (補5)
合衆国の援助	移住費用 (11) 移住後 1 年間：肉・トウモロコシ (11) 移住後 20 年間：1 万 5000 ドル/年 (5) 農具、紡績用具供与 (12) 4000 ドル (民族会議場、学校兼教会) (13) 教師のキリスト者に 10 年間 2000 ドル/年 (14) 族長らの選んだ少年 20 名に民族外で教育 (14) リーヴァイ・コルバートの息子、ジョージ・コルバートの息子を合衆国内で教育 (14) 鍛冶職人 (20 年)、水車大工 (5 年) 雇用 (製材所、製粉所建立) (13) 移住時よりライフル 300、火薬 300 ポンド、銃弾 1200 ポンド、薬缶 300、毛布 600、葉煙草 3000 (補1)		陸軍長官管轄下、チカソー委員会の選出する子弟の教育に 15 年間 3000 ドル/年 (補2)
合衆国の保護	いかなる敵対者からも (3) ミシシッピ州に対しチカソーに州法を適用しないよう要請 (17)	割当保有地を保護 (4) 談合による土地の購入の防止 (7) 移住後も担当官残留 (9)	他民族および白人の侵略、侵入、略奪から (2, 3) 損害は加害者もしくは合衆国が賠償 (3)
移住地	原住地と同質の土地を供与 (2) 移住地が見つからぬ場合条約無効 (2)		州および準州外 (2)
残留希望	州法適用 (4) 移住に変更の場合合衆国が 1.5 ドル/エーカーで買取 (4) (特定の民族民は 1.25 ドル) (7)	民族移住後の残留禁止 (補)	
その他の規定	合衆国が認める以外の戦争行為の禁止 (3) ジェームズ・コルバートが白人に負う 1500 ドルの負債を民族が肩代わりする (補3) リーヴァイ・コルバートは盗難馬に関する補償請求を放棄 (補3)		合衆国が認める以外の戦争行為の禁止 (2)

(注1) チカソー女性と結婚した者、あるいは民族領内に居住する者 (7)

※ () 内は条項番号を示す

※ 「補」は補遺条約の意

※ 1832 年補遺条約には条番号の記載なし

※ 太字・網掛けは「混血者」に関連する特記条項を示す

※ 太字イタリック・網掛けは「純血者」に関連する特記条項を示す

出所) Deloria and DeMallie, op.cit., pp.752-756; Kappler, op.cit., pp.356-364, 418-425. をもとに執筆作成。

が「純血者」の意向を汲み取ることなく条約を締結しているという従来の解釈は、少数派である「混血者」が数において勝る「純血者」の眼前でその賛同なく条約に調印することは困難であることから、立証できない。

次に各移住条約の内容(表4)から、とりわけ「混血者」と「純血者」にそれぞれ特化した条項(網掛け部分)をみると、1830年のフランクリン条約においてカルバートおよびブラウン姓の「混血者」のみに利益が供与される条項がある一方で、1832年のポントック条約では戦争首長チショミングと大首長の近親者プカウンラという「純血者」のみに対する利益供与条項も存在することから、一連の条約において「混血者」が常に「純血者」より利益を得ているという解釈はなし得ない。「混血者」が自らに有利な条件で強制移住条約を締結したという説明は、チカソーの事例においては立証できないのである。

再び表1に戻ると、「混血者」と「純血者」の人口比は約1対9(1837年)あるいは1対4(1847年)となり、「集会」参加権を有する成人男子推定人口⁵⁴⁾に限定した場合の比率においても、「混血者」は「純血者」に対しおよそ1対6(1837年)あるいは2対7(1847年)と、いずれにおいても少数集団となる。ここからは、大首長、戦争首長という最も大きな「敬意」を払われる人物も含めて「純血者」が多数を占めている「集会」内では、少数派である「混血者」が多数派の「純血者」の意向に反する議決を導くことは不可能か、少なくとも容易なことではなかったといえる。

上記の一連の分析より、「混血者」が少数派であるにもかかわらず多数派の「純血者」を階級的に支配し、移住条約から私益を誘導しているとする従来の説明は、少なくともチカソーの場合には実態と合致していないという結論が導き出される。それでは、チカソー社会においても「混血者」を「純血者」から特化した存在にしている要素があるとすれば、それはどのようなことなのであろう。

表3に戻り、1834年のワシントン条約から1837年のチョクトーを含むドークスビル協定に至る移住条約の調印者、1834年に規定されたチカソー委員をみると、そこには「純血者」の参加が少なく、ほとんどが「混血者」で占められているという点に注目したい。これが移住条約交渉の過程を「混血者」が主導しているということの意味しないことは、上記の分析からも、また二回にわたる1836年の対チョクトー交渉者指名が「純血者」も加わった「集会」形式を維持していることから明らかである。

このことはむしろ、「混血者」が「純血者」より適性のある、一定の役割を「集会」から委託されていたと解釈できるのではなかろうか。先に述べたように1830年代を通じて合衆国と州から居住地割譲とチョクトー・ネーションへの移住を求める圧力が増し退去が不可避となりつつあった状況の中、合衆国やチョクトーとの具体的な条約・協定交渉や、白人購入者を相手とする土地処分を適正に行うことが求められていた。「純血者」よりも小売商店、宿所、渡し舟、綿花プランテーション等の事業の経営に従事する者が多い「混血者」は、経験上英語を媒介とした白人との交渉能力も「純血者」よりは比較的に秀でていたとみなされており⁵⁵⁾、「純血者」を多く含む「集会」からチカソー各個人の保有地売却手続きの監督を主たる任務とするチカソー委員会や、欧米文明についての知識と英語への理解能力が必要とされる交渉に抜擢されたということを示しているのではないだろうか。

これは、第II節で述べた合衆国、チョクトーとの交渉も含む移住先選定という重要な任務を担う西部派遣の移住地探査団を率いたのが「純血者」の大首長でも戦争首長でもなく、「混血」助言者リーバイ・カルバートであったことや⁵⁶⁾、また1836年11月12日にチョクトーと合衆国との交渉を行うためドークスビルに赴く代表者を任命する際に「集会」が、「混血者」4名のみによって構成された代表団に対し「…(我々は)代表団に正式に交渉権限を授与し、

それが代表する人々（執筆者注：「純血者」を含むチカソーの全ての民）の意向を実現に移す（ことを望む）…」⁵⁷⁾と、「集会」権限の代表に対する優越を述べていることにも示されていると考える。

V おわりに

ある集団に所属する個人のアイデンティティを規定するもののひとつとして、何ものかに排他的に帰属する意識と、そこから生じる自己と他者を分ける相違点というものが挙げられる⁵⁸⁾。しかしながら、チカソー「混血者」にこの規定を援用した場合に、「純血者」との間に境界は見いだされなかった。何故ならば、「混血者」はチカソー社会からは母系継承制に基づく「血」の共有によって「純血者」と同じチカソーとみなされ、体内にチカソーの血統をいかに含むのかといういわゆる「血の含有率」によって「チカソー性」が判定されることはなかったからである。そのため「混血者」は、西欧社会ではなく「純血者」と同じチカソーという先住民社会に終始帰属し続けた。

チカソー社会においてただひとつ「混血者」を「純血者」と峻別する点は、生物学的相違ではなく、むしろヨーロッパ系アメリカ社会との交渉の上で有用な白人文明についての知見に関し「純血者」より長じていたとみなされた点にあるだろう。そのため、チカソーを社会的・政治的に統合し合衆国や他の先住民族との関係性を規定する機能を担う、「純血者」が多数派を占める「集会」は、民族全体の利益を守るために、外部世界との交渉という相応しく、かつ独自の役割を「混血者」に担わせたのである。

本稿におけるチカソーの事例からは、北米先住民研究において「混血者」という存在を考える上で、これまでのような「血の含有率」に依る以外の「混血者」アイデンティティを位置づける視点の必要性が示されている。北米先住民の社会内において「混血者」で在ることの契機は、非・先住民との生物学的な「混血」関係

の発生のみならず、歴史的な社会環境・社会構造の変容過程における主体的かつ客体的な選択によっても生じる。

そこでは自己を「純血者」とは異なる存在と規定するか、あるいは自己を「純血者」とみなし／みなされている側から、非「純血者」とであると判定された時、「混血者」で在ることが主体的・客体的に選択され、その上で一定の社会的立場と機能が確保されるのである。それ故、第II節で挙げた基準②において「混血者」であることを資料上確定することが困難であるにもかかわらずあえて「混血者」と規定した者、さらには白人の血を一切有していない可能性のある者でさえも、姓に英語名を冠しあるいは「混血者」とであると称するという自発的行為そのものに示される本人のアイデンティティ表明によって「混血者」たり得ると考えられるのではないだろうか。

今後の課題としては、本稿でとりあげた強制移住期以後から現在に至るまでのチカソー社会における「混血者性」の経年的・歴史的变化と、そのことが提示する意味を検証することに加え、併せて他の先住民族集団の「混血者」の事例との比較を行うことで、北米先住民社会における「混血者」という存在についてより深化した分析を行うことが可能となるであろう。また北米先住民研究上のより広い視角という観点からは、「インディアンで在ること」、すなわち「インディアン性」なるものの実体を考える上で、本稿における「混血者性」に係る考察の場合と同じく、ある人物が自己を「インディアン」とみなす／みなされる際の生物学的要素以外に基づくアイデンティティの在り様や、「非・インディアン」との境界の在り方について、改めて議論する必要があるのではないかということも、さらなる研究課題として指摘しておきたい。

注

- 1) 本稿では、「北米先住民(族)」、「ネイティブ・アメリカン」あるいは「アメリカ(ン)・インデ

- ィアン」等とよばれるひとびとについて、1830年代のヨーロッパ系アメリカ人社会のみならず、当の先住民族自身によっても総合的自称としてひろく認知され、使用されていたという歴史性に鑑み、文脈によっては「インディアン」という用語を適時用いることを否定しない。その一方、「(部)族 (band, tribe, nation)」といった名称で括られることの多い個別の民族集団については、「チカソー (Chickasaw)」等の固有名称を用いる。
- 2) 本稿で括弧付きとされた「混血者」については、現在では蔑称とされる half-breed に加え、mixed-blood, mixedblood, mestizo, Métis 等、他にも多くの英語の呼称があるが、ここでは現在最も一般的に知られている用語として mixed blood を使用した。詳しくは Baird-Olson, Karren, "Colonizing, Cultural Imperialism, and the Social Construction of American Indian Mixed-Blood Identity," *New Faces in a Changing America: Multicultural Identity in the 21st Century*, eds. Loretta I. Winters and Herman L. DeBose. Thousand Oaks: Sage Publications, 2003, p.196. を参照。
 - 3) Brown, Jennifer, and Theresa Schenck, "Métis, Mestizo, and Mixed-Blood," *A Companion to American Indian History*, eds. Philip J. Deloria and Neal Salisbury. Malden, MA: Blackwell Publishing, 2004, pp. 321-322.
 - 4) Laurence, Bonita, "Real" *Indians and Others: Mixed-Blood Urban Native Peoples and Indigenous Nationhood*, Lincoln and London: University of Nebraska Press, 2004, p.1.
 - 5) ここでいう括弧付の「文明化」とは、執筆者の解釈に基づくものではなく、あくまでも当時のヨーロッパ系アメリカ社会がその価値観に基づき下した評価である。「文明化」の具体的内容については、第II節において説明する。
 - 6) Stuart, Paul, *Nations within a Nation: Historical Statistics of American Indians*, New York: Greenwood Press, 1987, p.79.
 - 7) 本稿で「黒人 (奴隷)」とは、主としてアフリカおよびカリブ海地域から奴隷労働力として連行されたひとびととその子孫であるアフリカ系アメリカ人 (African American) を指す。
 - 8) 他の先住民族の「混血者」の事例においても同様のことが多い。その理由については第II節で述べる。Miheuah, Devon A., *American Indians: Stereotypes & Realities*, Atlanta: Clarity Press, Inc., 1996, p. 103.
 - 9) 英語で (tribal/national/general) council. 日本では「(総)評議会」「部族会議」等と翻訳されることも多い。
 - 10) Swanton, John R., *Early History of the Creek Indians and Their Neighbors*, Gainesville, Florida: University Press of Florida, 1998, p.449.
 - 11) Brightman, Robert A. and Pamela S. Wallace, "Chickasaw," *Handbook of North American Indian Volume 14: Southeast*, ed. Raymond D. Fogelson. Washington: Smithsonian Institution, 2004, p.481; Scrivner, Fulson Charles, *The Early Chickasaw: Profile of Courage*, New York: Vantage Press, Inc., 2005, p.213.
 - 12) 中でもチョクトーは、かつてチカソーとは単一の民族集団を構成していたとされ、二つの民族集団に分離した後はチカソー居住領域の南隣にあつて、社会、経済、文化、言語等様々な面でチカソーと近似している集団であった。
 - 13) Perdue, Theda, *Mixed Blood Indians: Racial Construction in the Early South*, Athens, Georgia: The University of Georgia Press, 2003, pp.ix-x.
 - 14) 例えば、Andrew Jackson, "To Isaac Shelby," 11 Aug. 1818, *The Papers of Andrew Jackson*, Volume IV, 1816-1820, eds. Harold D. Moser, et al., Knoxville: The University of Tennessee Press, 1994, p.234. また、Remini, Robert V., *The Legacy of Andrew Jackson: Essays on Democracy, Indian Removal, and Slavery*, Baton Rouge: Louisiana State UP, 1988, p.46. も参照。
 - 15) Gibson, Arrell M. *The Chickasaws*, Norman: The University of Oklahoma Press, 1971, p.142.
 - 16) Brightman, Robert A. and Pamela S. Wallace, "Chickasaw," op.cit., pp.491-492.

Mar. 2009

北米先住民族における「混血者」の位置づけについての試論

- 17) Champagne, Duane, *Social Order and Political Change: Constitutional Governments among the Cherokee, the Choctaw, the Chickasaw, and the Creek*, Stanford, California: Stanford UP, 1992, p.159.
- 18) Cobb, Amanda J., *Listening to Our Grandmother's Stories: The Bloomfield academy for Chickasaw Females, 1852-1949*, 1992. Lincoln: University Of Nebraska Press, 2000, p.32.
- 19) Green, "The Colberts and Chickasaw Leadership, Part I ," *Chickasaw Times*, November, 2004.
- 20) Dodd, Donald B., comp., *Historical Statistics of the States of the United States: Two Centuries of the Census, 1790-1990*, Westport Connecticut: Greenwood Press, 1993, pp. 2, 49.
- 21) Martini, Don, *Chickasaw Empire: The Story of the Colbert Family*, N.p.: n.p., 1986, p.53; *Laws of the Colonial and State Governments, Relating to Indians and Indian Affairs, from 1633 to 1831, Inclusive: with an Appendix Containing the Proceedings of the Congress of the Confederation and the Laws of Congress from 1800 to 1830, on the Same Subject*, 1832. New York: Earl M. Coleman, 1979, pp.242-246.
- 22) Kappler, Charles J., *Indian Affairs: Laws and Treaties, Vol.II-Treaties*, Washington: Government Printing Office, 1904, p.136.
- 23) Benjamin Reynolds, "To Eaton," 12 Oct. 1830. *Records of the Old Southwest in the National Archives: abstracts of records of the Chickasaw Indian Agency and related documents, 1794-1840*, ed. James R. Atkinson, Ada, Oklahoma: Cobb Institute of Archaeology, 1997, p.157.
- 24) 正式名称は An Act to provide for an exchange of lands with the Indians residing in any of the states or territories, and for their removal west of the river Mississippi.
- 25) Chickasaw Chiefs, "To Treaty Commissioners," 25 August, 1830, *Chickasaw Letters-1830*, 1 March, 2005 (http://www.chickasawhistory.com/Chicl_30.htm) .
- 26) Atkinson, *Splendid Land, Splendid People: The Chickasaw Indians to Removal*, Tuscaloosa, Alabama: The University of Alabama Press, 2004, p.227.
- 27) Atkinson, *Ibid.*, pp.227-228.
- 28) Grant Foreman, ed. *A Traveler in Indian Territory: The Journal of Ethan Allen Hitchcock, Late Major-General in the United States Army*, 1972. Norman and London: The University of Oklahoma Press, 1996, p.200.
- 29) Kappler, *op.cit.*, pp.418-419.
- 30) Champagne, *op.cit.*, pp.159, 162.
- 31) Green, Richard D., "Ascending to Freedom, 1837 to 1856," *Chickasaw Times*, July 2006.
- 32) 拙稿「強制移住後のインディアン・テリトリーにおけるアメリカ先住民部族—チカソー族の部族内抗争と部族自治への道程—」『アメリカ史研究』第24号, 2001年7月, 2ページ。
- 33) Nairne, Capt. Thomas, *Nairne's Muskogean Journals: The 1708 Expedition to the Mississippi River*, Ed. Alexander Moore, Jackson and London: University Press of Mississippi, 1988.
- 34) *Chickasaw History According to Malcom McGee*, 11 July 2001 (<http://home.flash.net/~kma/mcgee.htm>).
- 35) Swanton, John R., *Chickasaw Society and Religion*, Lincoln: University of Nebraska Press, 2006.
- 36) Craig A. Doherty and Katherine Doherty, *The Chickasaw*, Vero Beach, Florida: Rourke Publications, Inc., 1994, p.56; Malone, James H., *The Chickasaw People: A Short Sketch of a Noble People*, Louisville. Kentucky: John P. Morton & Company, 1922, p.211; Nairne, *op.cit.*, p.38; Swanton, (2006), *op.cit.*, pp. 41-42.
- 37) 邦訳では「族長」とされることも多い。
- 38) Brightman and Wallace, *op.cit.*, pp.486-487; Craig, *op.cit.*, p. 56; Malone, *op.cit.*, p. 211; Nairne, *op.cit.*, p.38; Swanton, (2006), *op.cit.*, pp. 41-42.
- 39) 邦訳では「大族長」とされることも多い。
- 40) Munro, Pamela and Catherine Willmond, *Chickasaw: An Analytical Dictionary*, Norman and

- London: University of Oklahoma Press, 1994, p.341.
- 41) 邦訳では「戦争族長」とされることも多い。
- 42) Brightman and Wallace, *op.cit.*, pp.486-487; Craig, *op.cit.*, pp.54-56; Nairne, *op.cit.*, pp.39-41; Swanton, (2006), *op.cit.*, pp. 41-42.
- 43) Barbour, Jeannie, "The Evolution of Chickasaw Government," *The Journal of Chickasaw History*, Vol.7, No.3, 2001, p.4; Childers, Gary, ed., "Last of the Chickasaw Kings: Taken from a collection of Historical Writings, Notes, Letters and other Records by D. Ferguson," 26 Nov. 2001
<http://www.chickasaw.net/heritage/250_1052.htm> ; DeMallie, Raymond J., "Kinship: The Foundation for Native American Society," *Studying Native America: Problems and Prospects*, ed. Russell Thornton, Madison, Wisconsin: The University of Wisconsin Press, 1998, p.306; Galvan, Glenda, personal interview, 26 Aug. 1999; Munro and Willmond, *op.cit.*, p.243; Swanton, John R., "Notes on the Ancient Government of the Chickasaw Tribe," *The Journal of Chickasaw History*, Vol.2, No.3, 1996, p.25.
- 44) *Chickasaw History According to Malcom McGee*; Craig, *op.cit.*, pp.54-56, 58; "Dr. Rush Nutt in the Chickasaw Nation 1805," *The Journal of Chickasaw History*, Vol.3, No.3, 1997, p.20; Nairne, *op.cit.*, pp.39-41; Swanton, (2006), *op.cit.*, pp.42-43.
- 45) Craig, *op.cit.*, pp.54-56, 58; Swanton, (2006), *op.cit.*, p. 42.
- 46) Swanton, (2006), *op.cit.*, p. 44.
- 47) Swanton, (2006), *op.cit.*, p. 42.
- 48) *Chickasaw History According to Malcom McGee*; Craig, *op.cit.*, pp.54, 56; Swanton, (2006), *op.cit.*, p. 42.
- 49) *Chickasaw History According to Malcom McGee*.
- 50) *Chickasaw History According to Malcom McGee*; Martini, Don, *Southeastern Indian Handbook: A Biographical -Genealogical Guide to the Five Civilized Tribes*, Mississippi: Ripley Printing Company, 1986, pp.60, 77-81, 93, 125-126.
- 51) Swanton, (1996), *op.cit.*, p.25; *Chickasaw History According to Malcom McGee*.
- 52) Prucha, Francis Paul, *American Indian Treaties: The History of a Political Anomaly*, Berkeley: University of California Press, 1994, p.211.
- 53) Cushman, H. B., *History of the Choctaw, Chickasaw and Natchez Indians*, ed. Angie Debo, 1962. Norman: University of Oklahoma Press, 1999, p.429.
- 54) 1837年および1847年の統計でそれぞれ年齢の区分け方が異なるため、特に1837年度の場合には10代前半の者も含まれていることを承知しつつ、「10歳以上25歳以下」(1837年)、「18歳以上」(1847年)のカテゴリー以上に該当する男性を成人とみなして算定した。
- 55) Gibson, "The Colberts: Chickasaw Elitism," *Indian Leaders: Oklahoma's First Statesmen*, eds. H. Glenn Jordan and Thomas M. Holm, Oklahoma City: Oklahoma Historical Society, 1979, p.79.
- 56) Atkinson, *op.cit.*, p.227.
- 57) *Chickasaw Chiefs and Head Men*, *op.cit.*
- 58) Schouls, Tim, *Shifting Boundaries: Aboriginal Identity, Pluralist Theory, and the Politics of Self-Government*, Vancouver and Toronto: UBC Press, 2003, pp.1-2.

(2008年12月9日掲載決定)